

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成20年2月定例会

平成20年2月13日

目 次

平成20年2月定例会

2月13日（水曜日）

出席議員氏名	1
欠席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
広域連合長あいさつ	2
議席指定	3
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	3
諸報告	3
議案上程（議第1号）	3
提案理由の説明……………広域連合長	3
補足の説明……………事務局次長	4
質疑	4
討論	6
採決	7
議案上程（議第2号及び議第3号）	7
提案理由の説明……………広域連合長	7
補足の説明……………事務局次長	7
質疑	10
討論	19
採決	20
議案上程（議第4号）	20
提案理由の説明……………広域連合長	20
質疑	20
討論	20
採決	20
議案上程（議第5号）	21
提案理由の説明……………広域連合長	21
補足の説明……………事務局長	21
質疑	21
討論	21
採決	22

議案上程（議第6号）	2 2
提案理由の説明……………広域連合長	2 2
補足の説明……………事務局長	2 2
質疑	2 3
討論	2 4
採決	2 4
閉会	2 4

○出席議員（15名）

1番	佐藤誠六	議員	2番	斉藤栄治	議員
3番	茨木久彌	議員	4番	結城義巳	議員
5番	岡崎賢治	議員	6番	工藤芳夫	議員
7番	増川修	議員	8番	山尾順紀	議員
9番	伊藤一雄	議員	10番	寒河江信	議員
11番	佐々木謙二	議員	12番	小野健一郎	議員
14番	今野良和	議員	15番	小松原俊	議員
16番	梅木隆	議員			

○欠席議員（1名）

13番 阿部寿一 議員

○説明のため出席した者

広域連合長	市川昭男	副広域連合長	小野寺喜一郎
代表監査委員	山口正志	事務局長	佐藤吉幸
事務局次長	岩田雅史	会計管理者	阿部誠
事業課長	村形忠敬	事業課長補佐	高橋幹二
総務係長	野口孝文	資格管理係長	岩浪勝彦
給付・電算係長	佐藤隆		

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	佐藤吉幸	事務局次長（兼務）	岩田雅史
書記（兼務）	野口孝文	書記	白澤修
書記	鈴木学		

○議事日程第1号

平成20年2月13日（水）午後1時00分 開議

- 第1 議席指定
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員指名
- 第4 諸報告
 - ・例月出納検査報告
- 第5 議第1号 平成19年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第6 議第2号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第7 議第3号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

- 第8 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第9 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の設定について
- 第10 議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の設定について
-

○本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

午後1時00分 開議

○議長(小野健一郎君) 平成20年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の欠席者は、阿部寿一議員です。出席議員は15名で定足数に達しております。

なお、報道関係者から議場内での写真及びテレビカメラによる撮影の願いが出ており、議長においてこれを許可しておりますので、ご了承願います。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますのでこれを許可します。市川連合長。

広域連合長あいさつ

○広域連合長(市川昭男君) 本日は、山形県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の開催にあたり、議員の皆様には、公務ご多忙のところ遠路ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

また、このたび新たに広域連合議会議員に当選されました、庄内地区の今野良和議員、小松原俊議員のお二方には、心よりお喜び申し上げますとともに、広域連合の運営並びに後期高齢者医療制度の施行につきまして、さらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、いよいよ後期高齢者医療制度の施行まで、残すところ1ヶ月半となりました。

新たな制度が順調に船出するためには、県民の方々から制度についてご理解いただくことが、何より大切でありますので、制度の仕組みや保険料などの内容を盛り込んだパンフレットを作成し、12月から1月にかけて、県内の全世帯に配布したほか、今月末には、関係団体の協力を得て、医療機関に掲示用ポスターを配布するなど、制度の周知・広報に努めているところであります。

来月には、被保険者の皆様に保険証をお届けし、4月から医療機関でご使用いただくこととなります。

広域連合といたしましては、市町村と共に、医療機関や関係機関・団体等と連携を図り、新制度が円滑にスタートできるよう尽力してまいりますので、議員の皆様にもご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

本日の定例会は、平成20年度の当初予算など、6件の議案についてご審議いただく予定となっております。何卒よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

最後に、本日は、副連合長の小野寺遊佐町長さんに、ご出席いただいておりますことをご紹介申し上げて、挨拶とさせていただきます。

日程第1 議席指定

○議長（小野健一郎君） これより、日程第1 議席の指定を行います。

この度、第4区において、新しく議員になられました議員の議席を定めます。

会議規則第3条第1項の規定により、議長において議席を定めます。現在ご着席の議席を議席といたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小野健一郎君） 続きまして、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（小野健一郎君） 続きまして、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により、議長において指名いたします。

5番 岡崎賢治議員、6番 工藤芳夫議員 を指名いたします。

日程第4 諸報告

○議長（小野健一郎君） 日程第4 諸報告を行います。

平成19年12月及び平成20年1月執行の例月出納検査結果が、地方自治法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

日程第5 議第1号

○議長（小野健一郎君） 次に、日程第5 議第1号 平成19年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由について、説明を求めます。市川連合長。

提案理由の説明

○広域連合長（市川昭男君） ただ今上程されました、議第1号 平成19年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億6,960万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億3,660万円とするものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） 議第1号 平成19年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正につきまして、はじめに、歳出を伴わない歳入補正についてご説明いたします。

1款分担金及び負担金 1項負担金 1目事務費負担金の市町村負担金につきまして、1,368万4千円の減額計上でございます。

これは、次の2款繰越金 平成18年度一般会計決算剰余金27万7千円、その次の3款諸収入 広域連合設立準備委員会決算剰余金103万5千円、さらに今回新設されました4款国庫支出金の老人医療費適正化推進費国庫補助金1,237万2千円、合わせまして1,368万4千円の新たな歳入が見込まれるため、同額の市町村負担金を減額し歳入補正を行うものでございます。

なお、老人医療費適正化推進費補助金は、広域連合電算処理システム構築に係る補助でございます。歳出予算は当初予算に既に計上しておりますため、補正を伴うものではございません。

次に、歳出を伴う補正についてご説明いたします。

歳入の4款国庫支出金 高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金5億6,960万円を新たに計上しております。

これは、後期高齢者医療制度開始に伴い、新たに保険料が課せられる被用者保険の被扶養者の激変緩和のために行われる保険料凍結にかかる財源補填、及び負担軽減の周知のための広報経費として交付されるものであります。これを財源として今年度中に基金を造成し、来年度に取崩し歳入に繰入れることとなります。

3款民生費 1項社会福祉費 1目老人福祉費におきまして、基金積立金5億6,960万円を新たに計上しております。ただいまご説明いたしました交付金全額を特例基金として積み立てるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえご決議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小野健一郎君） それでは議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。岡崎議員。

○5番（岡崎賢治君） 制度的にはわかります。ただ今後どうなるのかという部分について、お伺いしたいというふうに思います。

実は事前に説明資料をいただきました。この中で、いわゆる激変緩和措置分は、9億1千万円が必要だと説明を受けたわけですね。

ところが、今回は5億6千万円、国から激変緩和措置の交付金をいただくということのようでもありますけれども、果たして、財政運営上支障ないのかどうか。本来であれば単年度で9億1千万円ほど交付されるのだけれども、2年間にわたってくることにより、財政運営上全く支障ないのかどうか、まずお伺いしたい。

○議長（小野健一郎君） 答弁を求めます。佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 保険料の一部凍結措置につきましては、現段階では、平成20年度限りの特例措置とされております。

この特例措置によりまして、本来納入されるべき保険料が減少するわけですが、特例措置による減収分、及び特例措置に係る広報経費は、国から示された方法により計算しますと、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、約9億1千万円ちょっとと見込まれております。

その減収分等を補填しますのが、今般、国から交付されることとなりました後期高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金であり、それを管理するのが後期高齢者医療制度臨時特例基金であります。

臨時特例交付金は、平成19年度中に交付されることになっておりますが、実際に交付されるのは、今回、平成19年度補正予算に計上している5億7千万円弱でございます。差額につきましては、平成21年度に精算交付される予定となっております。

しかしながら、臨時特例交付金は、国の責任において特例措置が講じられる平成20年度に全額交付されるべきものと思料しております。したがって、平成20年度において、早期に追加交付されるよう国の方に要望していきたいと考えております。

なお、この差額について、財政運営がきちっとできるのかというご質問でございますが、後ほどの当初予算の方で説明があるかと思えますけれども、予備費に7億数千万円ほど計上しておりますので、財政運営上は問題ないものと理解しております。以上でございます。

○5番（岡崎賢治君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 岡崎議員。

○5番（岡崎賢治君） なるほど、国の方では単年度ではなかなか難しいんだろうとは思いますが、4月からこの制度が運用されるわけですので、国に対しては、20年度にこの交付金が一括でいただけるよう、事務方をお願いしたいというふうに思います。

ただ、私はどうしても、このことについては言っておきたい。激変緩和措置は20年度限りということだが、国保から75歳以上の方々が永続的に毎年出てくるわけですね。そうなった

場合、果たして20年度、あるいは9億1千万の激変緩和措置ではどうなんだろうかなと思うんです。

事務当局では、国あるいは県に対して申し入れするなど、先の見通しについてどう判断をし、どう処理しようとしているのか、そのあたりどうなんでしょうかね。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） この特例措置につきましては、政府の方で、先ほども申し上げましたように、20年度限りと決めているということですので、その20年度の財源に穴が開く分の補填だというふうに理解しております。

仮に、その先色々な特例措置がまた追加されるようなことがあれば、改めて国の責任においてしっかりと補填していただくということを求めていかなければならないというふうに考えております。

○5番（岡崎賢治君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 岡崎議員。

○5番（岡崎賢治君） 75歳以上の方々が、言葉悪いけども、毎年送り込まれるようになるわけです。だとすれば、先ほど私が申し上げたとおり、平成20年4月からの激変緩和措置というだけでは、やっぱりまずいのではないかなと思うわけです。

往々にして国は、足りない部分については市町村で賄いなさいよ、という可能性だって無きにしも非ずということも想定されるわけですね。だから連合長はじめ、事務方もそういうことにならないように、あるいはそうすべきではないと、事前に話をしておかないといけないのではないかと思いますので申し上げました。

○議長（小野健一郎君） 他に、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第1号は、これを原案どおり決すること

にご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議第2号 及び 日程第7 議第3号

○議長（小野健一郎君） 続きまして、日程第6 議第2号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、日程第7 議第3号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。市川連合長。

提案理由の説明

○広域連合長（市川昭男君） ただいま一括上程されました議案について、ご説明申し上げます。

議第2号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億6,050万円とするものであります。

続きまして、議第3号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ1,145億2,920万円とするものであります。

この特別会計は、20年4月の制度施行にあわせ、20年度から設置されるものであります。また、一時借入金の限度額を100億円と定めるものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） はじめに、議第2号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算についてでございます。はじめに、歳入につきましては、1款の分担金及び負担金、2款繰越金、3款諸収入の3款構成でございます。歳出につきましては、1款の議会費、2款総務費、3款予備費の3款構成でございます。

なお、19年度一般会計に計上しておりました民生費につきましては、平成20年度より特別会計に移し替えしております。

次に、それぞれの詳細につきましてご説明いたします。

最初に歳入の1款 分担金及び負担金は、広域連合の運営に係る市町村からの共通経費負担金で、1億5,052万9千円を計上しております。この負担金に係る各市町村の負担割合につきましては、広域連合規約の共通経費の規定により、均等割10%、高齢者人口割45%、人口割

45%の各割合で算出しております。

続きまして、2款繰越金につきまして、996万9千円を計上しておりますが、今年度の予算執行状況から繰越見込額の一部を当初予算に計上するものであります。3款諸収入は預金利子1千円、雑入1千円の計2千円を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款議会費は、議会開催に係る経費及び議員報酬など71万8千円を計上しております。

次の2款総務費、1項総務管理費につきましては、市町村からの18名の職員派遣に係る人件費負担金1億3,543万6千円のほか、嘱託職員、臨時職員の賃金、寒河江市への事務所移転費用などの事務局経費として合わせて1億5,457万5千円を計上しております。

2項選挙費は、選挙管理委員会開催経費として8万1千円を、3項監査委員費は定例監査など監査にかかる経費12万6千円を計上しております。3款予備費は、不測の事態に対応するため、500万円を計上しております。

以上が一般会計でございます。

続きまして、議第3号 後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算についてでございます。まず、歳入につきましては、1款分担金及び負担金など7款構成でございます。歳出につきましては、1款の総務費、2款保険給付費など6款構成でございます。

次にそれぞれの詳細につきましてご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項市町村負担金は、保険料納付金はじめ、市町村からの負担金で総額193億6,743万3千円を計上しております。

1目事務費負担金は、後期高齢者医療制度運営に係る一般管理費に充てるため4億7,234万2千円を計上しておりますが、各市町村の負担金の額は、一般会計と同様、広域連合規約の共通経費の規定に基づき算定しております。

2目保険料等負担金は、100億2,775万1千円を計上しております。これは、広域連合が賦課し市町村が徴収する保険料79億9,555万円及び低所得者に係る保険料軽減分の保険基盤安定繰入金20億3,220万1千円の合計でございますが、平成20年度限り行われる被扶養者の保険料負担の激変緩和措置にともなう保険料凍結分5億6,498万4千円については、差し引いて計上しております。

3目療養給付費負担金は、一般分に係る保険給付費に対する12分の1を市町村が定率負担するもので、88億6,734万円の計上でございます。

なお、ただ今申し上げました、一般分に係る保険給付とは、自己負担割合が3割の現役並み所得者を除いた、自己負担割合が1割の被保険者に係る給付で、これからご説明いたします2款国庫支出金、3款県支出金、4款支払基金交付金においても同様でございます。

次に、2款国庫支出金 1項国庫負担金 1目療養給付費負担金は、一般分に係る保険給付費に対し、国がその12分の3を定率負担するもので、266億202万1千円を計上しております。

2目高額医療費負担金は、レセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費について、保険料で負担すべき部分の2分の1を公費で負担するもので、国の負担割合の4分の1に応じた2億3,174万7千円を計上しております。

次に、2 項国庫補助金 1 目調整交付金は、広域連合間の被保険者の所得格差による財政力の不均衡を是正するため交付されるもので、109 億 8,686 万 1 千円を計上しております。

また、2 目民生費国庫補助金は、保健事業実施に対する補助金 3,604 万 9 千円を計上しております。

次の、3 款県支出金 1 目療養給付費負担金は、一般分に係る保険給付費に対し、県がその 1/2 を支出するもので、88 億 6,734 万円を計上しております。

2 目高額医療費負担金は、国庫支出金と同様の制度で、県の負担割合である 4/1 に応じた 2 億 3,174 万 7 千円を計上しております。

次に、4 款支払基金交付金は、支払基金が各保険者から後期高齢者支援金を徴収し、一般分に係る保険給付費の 40%、及び現役並み所得者に係る保険給付費の 90%に相当する額を広域連合に対し交付するもので、476 億 1,439 万 9 千円を計上しております。

次の 5 款特別高額医療費共同事業交付金は、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える著しく高額な医療給付につきまして、その 200 万円を超える部分について、後期高齢者医療の財政に与える影響を緩和するため、国民健康保険中央会が各広域連合の拠出金により交付金を交付する共同事業でありまして、2,200 万円を見込み計上しております。

6 款繰入金は、先ほど議決いただきました補正予算において造成する後期高齢者医療制度臨時特例基金の全額を取崩し歳入に繰入れるもので、5 億 6,960 万円を計上しております。

7 款諸収入では、1 項延滞金及び過料のほか、預金利子等、計 3 千円を計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費 1 項総務管理費は、広域連合電算処理システム運用委託、レセプト点検及び画像化の委託ほか、医療費通知、療養給付決定通知等の作成、郵送料等の経費、また、一時借り入れした場合の利子等で 4 億 6,573 万 7 千円を計上しております。2 項賦課徴収費は、保険料の納付勧奨のためのリーフレット作成費及び市町村への送料、607 万 1 千円を計上しております。

次に、2 款保険給付費 1 項療養諸費は、1 目療養給付費を 1,110 億 8,240 万 4 千円、2 目訪問看護療養費を 2 億 228 万 7 千円、3 目移送費を 10 万円とそれぞれ見込み計上しております。

また、4 目審査支払手数料につきましては、国民健康保険団体連合会に委託するレセプトの審査及び医療機関への支払事務にかかる手数料であり、4 億 3,068 万 5 千円を計上しております。

次に、2 項高額療養諸費は、自己負担額が世帯の状況に応じた限度額を超えた場合支給するもので 7 億 3,569 万 9 千円を計上しております。

2 款保険給付費 3 項その他医療給付費の葬祭費につきましては、被保険者が死亡したとき、その葬祭を行ったものに 5 万円を支給するもので、5 億 2,750 万円を計上しております。

次の 3 款県財政安定化基金拠出金は、広域連合の保険財政の安定化を図るため、保険料の徴収が予定収納率を下回った場合や、給付費が見込みを超えて増加した場合の財政不足等に対し、貸付等を行うため県が設置する基金への拠出金でございます。国、県、広域連合が 3/1 ずつを拠出し 6 年間で約 18 億円を積立てるもので、9,700 万円を計上しております。

4 款特別高額医療費共同事業拠出金は、先ほど歳入でご説明いたしましたが、国民健康保

険中央会が行います特別高額医療費共同事業への拠出金として、2,200万円を計上しております。

5款保健事業費は、被保険者の糖尿病等の生活習慣病の早期発見と後期高齢者医療制度における医療費適正化を目的とし、健康診査を行う事業でございますが、実施にあたっては、市町村に委託することとしており、その委託料として、2億1,932万7千円を計上しております。

6款予備費は、不測の事態に対応するための事務経費及び平成20年度及び21年度においては同一の保険料率が設定されるため、20年度に発生する保険料余剰分として、7億4,024万円を計上しております。

最後に、第2条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内での流用を定めるものであり、第3条一時借入金は、一時借入金の限度額を、保険給付費の約1か月分の100億円と定めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野健一郎君） それでは議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。梅木議員。

○16番（梅木隆君） それでは、一般会計の関係ですが、2款の選挙管理委員会費、これはどこの選挙区を想定されているのか、それから積算の根拠となるものをお示し願いたいと思います。

○議長（小野健一郎君） 答弁を求めます。岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） ただ今ご質問ございました一般会計におきます2款総務費の2項選挙費につきまして、広域連合といたしまして選挙管理委員会という組織をもっております。想定されますのは、通常の議員選挙の場合ではなく、広域連合に対します直接請求があった場合等に係る予算を計上しております。委員は、現在、山形市の選挙管理委員をそのまま委嘱しておりますが、それに係る報酬等が主でございます。

○16番（梅木隆君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 梅木議員。

○16番（梅木隆君） そうしますと、直接県内の選挙区を想定したものではないということですが、実は、先ほど連合長からもありましたが、庄内で先の2月に臨時議会を開催して、この議会の議員の選挙を行いました。

そのときに、私も含めて私どもの議会で議論になったことは、どうもこの議会の選挙については、色んなルールはあるんだろうとは思いますが、不親切だねという話になりました。

と申し上げますのは、2名の定員に対して3人の立候補者がおったということで選挙になったわけですが、その判断基準というものが何であるかというものに対して、何もありませんね、材料が。

ですからこの材料なるもの、簡単な略歴等々の資料等も添付されれば、私どももそれじゃあとということで投票行動に移るといことになりますので、今後、選挙ルール等の見直しについても考えてくれませんか。

○議長（小野健一郎君） 答弁を求めます。佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） ただ今、広域連合議会議員選挙の際の資料について、足りない部分があるのではないかとのご意見賜りましたので、今後の選挙におきまして、どのようなものが必要か改めて検討させていただきたいと考えております。

○議長（小野健一郎君） 他に、ご質疑ございませんか。岡崎議員。

○5番（岡崎賢治君） 私からは、特別会計の実質的な運用に係ることを伺いたいと思います。

4月からスタートするわけですので、これはもっと前、11月のときに議論しなければいけなかったんだろうと思いますが、いわゆる国保から後期高齢者医療制度の方に移行した場合どうなるのか。これは各市町村でそれぞれ違う場面もあろうかと思いますが、要は国保会計で減免をされていた方々が、75歳になれば果たしてどうなるか、真剣に考えていかないとまずいのではないかとこのように思ったところです。

条例などを紐解いてみると、その減免に係る部分、いわゆる低所得者、あるいは災害等については色々な文言が載っている。ただ、生活困窮者に対する文言がなかなか見当たらない。この特別会計を運用する上で、その生活困窮者に対する配慮等々についての考え方をどう判断をすればいいのか、あるいは事務当局ではどう判断しているのか。

国保で減免されている方がいるわけですね。ところが、後期高齢者医療制度に移行になった場合は、果たしてすんなりと減免の運用がなされるのか、それともそうではないと、ばちっと切られるのかどうか、そのあたりをまず伺ってみたいと思います。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） ただ今のご質問は低所得者対策、特に法定外の低所得者対策というふうな意味合いかと思います。

まず、後期高齢者医療の保険料は、被保険者本人の所得に応じまして、保険料が賦課されますが、法律において、まず所要の軽減措置が講じられております。

保険料の賦課額は、所得割額と被保険者均等割額の合計になりますが、低所得者の負担の軽減を図るため、その所得が国の定める一定の基準以下の世帯に対しまして、国保と同様、

被保険者と世帯主の所得に応じまして、均等割額を7割、5割、2割軽減する措置が講じられることとなっております。

また、法律では、条例の定めるところによりまして、特別の理由がある者に対し保険料を減免することができるとなっております。これを受けまして、本県の条例では、災害等により著しく収入が減少した場合のほか、特別の理由があると広域連合長が認めるものにつきまして、減免できる規定を設けております。

この特別の理由があると広域連合長が認めるものの取扱いにつきましては、現段階では、まず法定の軽減措置により、相当程度の負担軽減が図られること。2番目といたしまして、後期高齢者で低所得者の場合は、収入の面における改善が見込めず、毎年度継続して減免の対象となる可能性が高く、保険の相互扶助の原則に反することになってしまうこと。3番目といたしまして、減免分については、最終的に他の被保険者が負担することになること。などを考慮しますと、恒常的な低所得者につきましては、他の制度による対応が基本となるものと考えております。

しかしながら、やはり国保の実態や他県の状況などもありますので、そのあたりを踏まえまして、総合的な観点から弾力的に対応を検討してまいりたいと考えております。

○5番（岡崎賢治君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 岡崎議員。

○5番（岡崎賢治君） 事務局長が今最後の答弁の中に、総合的に判断をして対応していきたいというふうなこと、どうも分かりにくいわけですね。総合的に判断をして、連合長が最終決定をするということでしょうけども。総合的な判断基準は、他県あるいは他の状況を見ながらということですよ。この条例、改めて今日見させてもらったんですが、今事務局長が答弁されたように、玉虫色になっているんじゃないかと、言わざるを得ない。

国保では、これまで各市町村が75歳以上の方も含めて減免をされてきたのに、後期高齢者医療制度に移ったために、ぱちっと切られる恐れがあるのではないかなど、私自身思うわけです。

これでは、この制度そのものが果たしてこれでいいのかと、原点に戻ってしまうという可能性も無きにしも非ずと私思ってるもんですから、まず、このあたりのことについて伺ったところです。

最終的には、連合長が他県、あるいは状況判断をしながら最終決定をされるということですので、生活に困窮された方々に対しての減免措置等々については、ぜひ迷うことなく、格段のご配慮をいただくよう、改めて連合長に要望しておきたいと思っております。

それから歳出の5款、保健事業費についてですが、先ほど事務方から、この事業をするにあたっては、各市町村に委託をするんだという説明がありましたですね。まず保健事業として各市町村に委託する中身について、具体的に伺いたいと思っております。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 75歳以上の方につきましては、これまでも老人保健制度の中で健康診査が行われてきたところではございますが、平成20年度から広域連合が実施する75歳以上の健診は、これまでの老人保健制度の健診とは項目が変わっております。

75歳以上の健診につきましては、基本的に74歳以下に実施する特定健診項目等を踏まえておりますので、まず、特定健診の検討結果、経過についてご説明申し上げます。

特定健診の項目の選定にあたりましては、厚生労働省がこれまでの健診項目を踏まえて検討を行った結果、LDLコレステロールの検査を追加し、総コレステロール、血清クレアチニンの削除を行ったと伺っております。選定された項目につきましては、今後、集積された知見に基づきまして、健診項目の有効性、必要性を定期的に見直すとされております。

具体的に、どういう項目を市町村に委託して実施するのかということではございますが、74歳以下の者に対する特定健康診査の項目は、基本項目と詳細項目に分かれておりますけれども、この中で詳細項目とされている心電図、眼底検査、貧血検査については、広域連合としては市町村に委託しない、実施しないというふうにしております。

その理由といたしましては、まず、国が健診項目のうち、基本項目を実施することを原則とするという意見であること。2番目といたしまして、人によって心電図、眼底検査、貧血検査を行うかどうかということを経験の現場でそれぞれ判断するということは、混乱が生じるのではないかと関係者がみているということも伺っております。それから、健診現場で医師が判断して、詳細項目を実施するようになりますと、医師が前年度の健診結果を確認しなければならない、というような制約があることになっております。それから、74歳までの特定健診では、経費の大半を補助金で賄うことになっておりますけれども、後期高齢者の健診におきましては、原則保険料で賄うことになっておりますので、保険料負担をできるだけ抑える必要があることなどが挙げられます。

このような状況を踏まえまして、健診項目といたしましては、基本項目のみを実施するというようにいたしております。詳細項目につきましては、健診の結果、必要とされた方について、医療機関で十分に受けていただくという仕組みとして整理させていただいたところではございます。

○5番（岡崎賢治君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 岡崎議員。

○5番（岡崎賢治君） 事務局長、その答弁では私は納得しません。国からの補助事業として保健事業を各市町村に委託をしますよというのが、3千6百万円ではないかなと思います。

ところが、今事務局長の説明からすると、74歳までの方々についてはこういうものがあるけれども、75歳以上については各自医療機関においてやってください、との説明ではなかったかと私は理解しているわけです。

各市町村に保健事業を委託するというのであれば、老人保健事業として様々な事業がされてきた経緯があるわけですので、具体性がなければ、各市町村では委託料をいただいても果たして何に使うんだということになりはしないか、と直感的に思いました。

4月までに、健診の中身について、具体的に担当レベルで協議をするということであれば、私はわかりますけれども、そうでないような今の説明では、なかなか納得し難い部分があります。

もう一度、具体的にこういうことを自治体にお願いするんですよと、後期高齢者の方々が元気で長生きできるような保健事業としていくんですよと、言ってもらわなければ、末端では迷うのではないかなというふうに思います。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 大変言葉足らずで申し訳ございませんでした。後期高齢者に対する健診につきましては、広域連合が市町村に委託しまして、市町村がさらに健診機関に再委託して実施することとなっております。

先ほど申し上げましたとおり、健診項目には基本項目と詳細項目の2種類がありまして、そのうち基本項目について、広域連合が市町村を通じて委託するというところでございまして、決して広域連合が健康診査を実施しないというわけではありません。健診項目の中身が2種類に分かれていたということで、ちょっと説明不足であったかと思えます。

市町村におきましては、74歳以下の者に対する特定健診を実施するわけですが、75歳以上の方についても、74歳以下の方と一緒に併せて実施していただくこととなります。

その実施に要する費用といたしまして、広域連合から市町村に対して委託料をお支払いする仕組みとなっております。その委託料につきましては、市町村が健診機関にお支払いする実費相当分と、受診者1人当たり何がしの定額をお支払するという形を考えております。

○5番（岡崎賢治君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 岡崎議員。

○5番（岡崎賢治君） やっぱり分かりづらいですね。基本項目については各自治体に委ねるということにすれば、それが一番分かりやすいんだと思います。各自治体に基本項目等々については任せるよと、何やってもいいんだよということにならないのかどうか。

○事務局長（佐藤吉幸君） 基本項目については、全市町村一律にといいますか、決まった項目をお願いします。

中身につきまして具体的に申し上げますと、問診から身長、体重がありまして、血圧検査とか、あるいは中性脂肪の検査、HDLコレステロールですね、そういう検査等々を基本項

目ということで、全市町村で後期高齢者の方を対象に実施していただくということになっております。

○5番（岡崎賢治君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 岡崎議員。

○5番（岡崎賢治君） 事務局長わかりました。この保健事業、各市町村に委託をするという部分については、やっぱり末端の自治体の意向なども十分反映して考えていかないとまずいのではないかなというふうに思います。

各自治体それぞれの考えがありますし、あるいは都市部と農村部との医療のかかわり等々は、全く違うのではないかなというふうに思われますので、自治体の担当レベルで十分に議論していただいて、末端の市町村に合ったような形をお願いしたいものだなというふうに要望をして終わりたいと思います。

○議長（小野健一郎君） 他に、ご質疑ございませんか。山尾議員。

○8番（山尾順紀君） 歳入の国庫支出金、保健事業補助金、2款国庫支出金ですけども、これはどんな内容に対して受けるものでしょうか。

○議長（小野健一郎君） 答弁を求めます。高橋課長補佐。

○事業課長補佐（高橋幹二君） 事業課課長補佐をしております高橋と言います。ただ今のご質問ですけども、3千6百万円の補助金の中身ということでございましたので、答弁させていただきます。

保健事業につきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、特定健診、これは74歳以下の方に行われるものですが、これとほぼ同じ項目を後期高齢者医療でも行います。その事業費のうち、国庫補助基準額を満たす額が国庫補助金としてくることとなります。

この額は国が定めた基準額、これは保健事業1人当たりいくらという額があるわけですが、その額の約3分の1が国庫補助金としてくると見込まれております。ただ、国の方では色々な制約を設けておまして、必ずしも事業費の3分の1になっていないという現状があります。

これは、私どもで、このくらいが妥当であろうという金額を計上させていただいたものでございます。補助要綱がまだ出ておりませんので、詳細については、今後、詰める必要がございます。以上でございます。

○議長（小野健一郎君） 他に、質疑ございませんか。結城議員。

○4番（結城義巳君） ひとつだけ伺いたします。現在、国民健康保険、それから老人医

療制度、老人保健法に基づく制度であります。これ各地方自治体でやっているわけであり、ますけども、国民健康保険については、保険者間で保険料にかなりの差があるというふうに思っております。

それで、後期高齢者医療制度に移行しまして、県単位、県一本になるわけです。そう考えてみますと、現在の山形県内の各市町村を合計した場合の保険料というのは、全国水準でどのあたりなのか。高い水準なのか、低い水準なのかをお伺いしたいわけです。

なぜお聞きしたいかと申しますと、この後期高齢者医療制度に移行して、県一本になるわけですが、各都道府県によってばらつきがかなり生じないかというふうに思うわけです。医療費が多かったり、あるいは被保険者の所得が少なかったり、そうしますと当然差が出てくるというふうに思われるわけです。以上です。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） ただ今、県内の国保税が、全国的にどのような水準なのかという話がありましたけれども、大変申し訳ございませんが、私どもの方では、国保についての資料を持ち合わせておりません。お話できるような材料を持ち合わせていないということでございます。

なお、後期高齢者医療の保険料につきましては、全国的にみれば、山形県は低い方でございます。

それは、後期高齢者医療制度の場合ですと、各広域連合間の所得格差については、国の調整交付金で格差の是正といいますか、格差調整がなされます。そういうことから、後期高齢者医療制度における保険料の高低については、医療費の高低が影響する仕組みになってございます。

○4番（結城義巳君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 結城議員。

○4番（結城義巳君） 国の調整交付金で調整されるというようなご説明をいただきましたので、わかりました。以上です。

○議長（小野健一郎君） 他に、ご質疑ございませんか。今野議員。

○14番（今野良和君） 私は初めての議会ですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。これまでの定例会、あるいは臨時会で、どういう議論がされてきたのかということでホームページを開いてみました。ところが、議事録といましようか詳しい記録は、載っていませんでした。私が間違っていたらごめんなさい。

それで、これまでの議会でどういう議論がされてきたのかちょっと分かりません。したがって、的を射ないような質問になるかとは思いますが。

今申し上げましたように、他県のこの組織は、すべて議事録をきちっと公開しておりました。対象の75歳以上の皆さんがホームページを開いて見るなんてことはあり得ないとは思いますが、大変関心の高い制度でありますので、見たり比較したりということは大変多いことかと思えます。

そういう意味で、この山形県の後期高齢者医療広域連合のホームページに係る経費というのは、特別会計なのか一般会計なのか、まずお聞きしたいと思います。

また、今申し上げましたように、議事録といいたししょうか、会議録、これをきちっと公開するべきではないかというふうに考えますが、そのあたりの状況について、最初にご説明願いたいと思います。

○議長（小野健一郎君） 答弁を求めます。岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） ホームページをご覧いただきまして有難うございます。鋭意充実させている途中でございますが、不備な点があることをご了承いただきたいと思えます。

ホームページの予算も一般会計の方に今回計上させていただいております。他広域連合に負けないように整備を図っていきたくと考えております。また、会議録等につきましてもアップしてまいります。

○14番（今野良和君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 今野議員。

○14番（今野良和君） わかりました。ぜひ他県のホームページに負けない充実したものにしたいということをお願いしておきたいと思えます。

それから特別会計の2款保険給付費、葬祭費の関係であります。これも条例議案の段階でおそらく色々議論になったと思えますが、その経過が分かりませんので。

葬祭費5万円と決定されていますが、実は鶴岡市におきましても合併をいたしまして、葬祭費を平成20年度の4月から統一しよう準備を進めております。これまでは、各市町村ばらばらで、10万円から5万円の幅がありました。これを5万円にしよう今進めております。なぜ5万円にするのかというと、広域連合の葬祭費が5万円だということが、ひとつの大きな根拠になったようでございます。

したがって、今まで葬祭費の高かったところからみれば、なんで今までよりも下がるのかということになります。

各市町村の国保における葬祭費との統一性といいたししょうか、整合性といいたししょうか、そういうものにつきましても、この組織の範囲の問題ではないかとは思いますが、いずれにしても大きな影響を与えているということは間違いなくと思えますので、どうかかわりの中で進めていくというか、各市町村の担当の皆さんも集まって議論する機会があるんだと

思いますので、そのあたりについて、どのように進めていくのか、指導していくのか、お尋ねしたいと思います。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） なぜ葬祭費が5万円になったのかということでございますが、その根拠は、国保の葬祭費の全国平均が5万円であるというデータがございまして、その資料に基づきまして、平成18年の法改正の中で、政管健保も葬祭費を5万円にしたということがございます。

全国の広域連合をみますと、やはり全国の国保の平均が5万円であり、政管健保も5万円にしたということもあって、軒並みといいますか、ほとんどが5万円というのを採用しております。ただ、西日本の方で医療費が高い県におきましては、この葬祭費の財源がすべて保険料で賄われるということから、保険料を安く抑えるために、2万円とか、3万円とかに抑えているところもございます。東北におきましても、岩手が確か3万円だったと思います。

本県の国保をみますと、5万円から10万円の間にありますけれども、やはり他の広域連合、保険料への跳ね返りを勘案しまして、5万円とさせていただいたところでございます。

なお、国保の葬祭費については、我々がどうこう言うべき立場にございませんので、差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（小野健一郎君） 他に、ご質疑ございませんか。斉藤議員。

○2番（斉藤栄治君） 先ほど岡崎議員の方から、健康診査費、第5款の保健事業について質問があったわけですが、ちょっと分かりづらかったので、再度お伺いします。

74歳以下と後期高齢者の項目がほぼ同じというようなことがありましたが、詳細項目については、やはりもっと少なくなるのかどうか、確認をしたいと思います。まったく同じなのかどうか。よろしくお願ひします。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 健康診査の項目には、基本項目と詳細項目がありますが、広域連合として市町村に委託して実施するのは基本項目ということで、詳細項目については、広域連合としては実施しないということでございます。

○2番（斉藤栄治君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 齊藤議員。

○2番（齊藤栄治君） わかりました。国保とか他に比べると広域連合で行うのは基本のみと
いうことのようにございます。

それについて先ほど、各市町村に委託してやるということでございますけれども、委託し
た先の裁量にある程度任せるべきだというようなご意見がございましたが、国の考え方が変
わりまして、このパンフレットにも書いてございますように、今までは受診を希望する方だ
った。しかし、これからは広域連合が生活習慣病の早期発見のため実施をする制度に変わる
んです。

また他県においては、実施の数値目標があるやに聞いておりますが、広域連合にそういつ
たものはあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 後期高齢者におきましては、数値目標はございません。

○2番（齊藤栄治君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 齊藤議員。

○2番（齊藤栄治君） はい、わかりました。国民が、あるいは後期高齢者が健康で長生きす
るために、こういった健診制度は非常に必要なことだと思います。

また、医療費を削減するため、非常にかかりづらくするため、数値目標があるというふう
な見方をする方もいらっしゃると思いますが、健診をすることは、健診を進めることは、後期高齢
者の健康を保持するためには、必要だと思います。

やはり、あまりばらばらでなくて、広域連合独自に、被保険者の健康を守るという立場か
ら、きちんと指導して行っていただきたいと思います。要望したいと思います。

○議長（小野健一郎君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、これをもって質疑を終ります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第2号及び議第3号は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。議第2号及び議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議第4号

○議長（小野健一郎君） 続きます。日程第8 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。市川連合長。

提案理由の説明

○広域連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。副広域連合長につきましては、2名のうち安部三十郎米沢市長について、平成19年12月21日をもって任期切れとなっております。広域連合規約第11条1項の規定により、副広域連合長は2人となっておりますので、改めて安部三十郎米沢市長を選任することについて、広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。日程第8 議第4号については、同意することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議第4号については、同意することに決しました。

日程第9 議第5号

○議長（小野健一郎君） 続きまして、日程第9 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の設定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。市川連合長。

提案理由の説明

○広域連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第5号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の設定については、後期高齢者医療制度の円滑な導入を目的とした基金を設置するための条例を定めようとするものであります。詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議第5号について、ご説明申し上げます。

これは、国が交付する後期高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を受け入れるための基金を設置するための条例であります。

後期高齢者医療制度においては、すべての被保険者が公平に、負担能力に応じて保険料を納めることとなりますが、被用者保険の被扶養者については、これまで保険料を納める必要がなかったことから、平成20年度に限り、激変緩和措置として、被用者保険の被扶養者の保険料を減額する特例措置が講じられることとなりました。

この特例措置により、本来納入されるべき保険料が減少することとなりますので、その減額分を補填するために国から交付されますのが、後期高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金であり、それを受け入れるために基金の設置を、各広域連合に義務付けられたものであります。

基金は、特例措置による保険料の減額分の補填、特例措置に係る広報啓発、その他法の円滑な施行のための準備経費の財源に充てる場合に限り処分することができます。

また、実績に基づいて、翌年度に精算することとなることから、条例の有効期限は、平成22年3月31日までとなっており、精算により残額がある場合は、国庫へ納付する規定となっております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。以上で討論を終ります。

これより採決いたします。お諮りいたします。日程第9 議第5号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、日程第9 議第5号については原案のとおり可決されました。

日程第10 議第6号

- 議長（小野健一郎君） 続いて、日程第10 議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の設定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。市川連合長。

提案理由の説明

- 広域連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第6号について、提案理由をご説明申し上げます。
広域連合で支給する旅費及び費用弁償に関して、日当を廃止し、諸経費の補填として現地経費を新設するため、本条例を提案するものであります。詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

- 事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

- 議長（小野健一郎君） 佐藤事務局長。

- 事務局長（佐藤吉幸君） 議第6号について、ご説明申し上げます。

現在、広域連合の職員等の旅費につきましては、山形市の旅費に関する条例を準用しておりますが、広域連合の実情にあわせ、独自に「広域連合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」を制定するものであります。

主な改正点といたしましては、第1に、日当に代えて現地経費を支給すること、第2に、特定施策の遂行を目的として設立され、市町村の派遣職員で構成される広域連合の性質上、海外への旅行規定等、想定されない規定は盛り込まないこと、などであります。

山形県では、昨年12月議会において、日当を廃止し、現地経費を支給する条例改正が行われ、本年4月1日から施行されることとなっております。

当広域連合といたしましても、対象エリアが山形県同様、県内全域であることから、概ね県に準じて改正し、現地経費について、県内出張の場合、路程 100 キロ未満はこれを支給せず、路程 100 キロ以上は 1 日につき 200 円、県外出張の場合は 1 日につき 1,100 円を支給することとし、本年 4 月 1 日から施行するものであります。

また、特別職につきましても、一般職と同様の取り扱いとすることから条例を一本化し、これに伴い、現行の「一般職の職員等の旅費に関する条例」及び「特別職の職員の旅費並びに費用弁償に関する条例」を廃止するものであります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。茨木議員。

○3番（茨木久彌君） 議第6号に関しては、意見ございませんけども、ちょっと関連して申し上げます。

この議会の構成とですね、私2回目なんですけども、選出の規定と申しますか、議会議長会の方が関連していると思うんですけども、我々選挙をやってこの議会に出席しているわけでありまして。当初、選挙なんかはないのかなと思っておったんですけども、急遽、そういうふうな状況になったわけでありました。

それはそれにしても、この16人の議会構成ですが、選出の根拠と申しますか、これはどういう過程で、どういう経過で、このような選出の仕組みになったのか確認をしたいと思います。

任期がくれば代わるわけですが、この場合の補充と申しますか、改選と申しますか、この場合の根拠があるのかどうか、どういうふうな選出をもって補充、改選となっていくのか、この点どういうふうにお考えになっておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小野健一郎君） 答弁を求めます。佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 当広域連合議会が16名になった、その根拠でございますけれども、本県の場合、歴史的、地理的に県内4ブロックとなっております。

その4ブロックに分けて、各ブロックから首長さんが1名ずつ、それから市町村議会の議員の方が人口に応じて選出される形になっておりまして、村山、最上、置賜、庄内と、それぞれ人口に応じて割り振りまして、現在のトータル16名となった経緯がございます。

また、35市町村から構成されている団体でありまして、その代表として16名の方が議員として出てこられるわけでございますが、それぞれの首長さん、あるいは市町村議会議員としての任期がばらばらというのが実情でございます。

広域連合規約上、広域連合議員としての任期は、各市町村長、あるいは各市町村議会の議員の任期とするというふうになっております。

そこで、規約の方で、任期が切れた場合は、速やかに補充するというような形になっておりますことから、広域連合議会を開く前に、補欠選挙を実施させていただいたという経過がございます。以上でございます。

○3番（茨木久彌君） 議長。

○議長（小野健一郎君） 茨木議員。

○3番（茨木久彌君） 選出の方法、区域の方は理解できました。35自治体ある中で、16というふうなことがあるんですが、16というのがどういう経過でなったのかわかりませんが、改選とかの場合に、どこの市町村が手を上げるのか、またどういうふうな関係で指名なのか、どういうふうな決め方になっていくのかなと思ったわけでございます。

そこで、決め方、選び方をこれからどうしていくのか、このあたりどうなんですか。

○議長（小野健一郎君） 答弁を求めます。佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 広域連合といたしましては、議員の皆様方については、団体推薦ということで、市長会、町村会、あるいは市議会議員会、町村議会議員会の方に推薦をお願いしている立場にありまして、この推薦が挙がってきた方々を団体推薦の候補者としております。そのほか、個人推薦で挙がってきた方も候補者といたしまして、定数を超えた場合に投票による選挙を実施するということになっております。

決め方、選び方をどうするのかと聞かれましても、申し上げる立場にないというのが実情でございます。

○議長（小野健一郎君） よろしいですか。他に、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、これをもって質疑を終ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。日程第10 議第6号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、日程第10 議第6号については原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議はすべて議了しました。

これもちまして、平成 20 年 2 月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 3 5 分 閉会

会議規則第 5 9 条の規定により下記に署名する。

議 長 小 野 健一郎

署名議員 岡 崎 賢 治

署名議員 工 藤 芳 夫